

のうきくん

農作業を支える
名パートナー

農 機 具 共 済



フォークリフトも
ご加入できます



NOSAIからの
お願い

農機具を入替えた時は、入替え後14日以内に組合に通知をお願いします。
入替えの通知がない場合、入替えた農機具に損害が発生しても共済金のお支払いができません。

5つの特長

農機具共済

- N 農機具本体を補償します。
- O お支払い時には、すべて臨時費用が付いています。
- S 新調達価額(新品価額)の補償です。
- A 安定した経営のお手伝いをします。
- I いざという時、お役に立ちます。

加入資格要件

組合の区域内に住所を有する者で農作物共済加入者、家畜共済加入者、果樹共済加入者、畑作物共済加入者、園芸施設共済加入者及び共済目的を所有する者で農業を営む者又は農業に従事する者。

共済事故(支払対象となる主な事故)

火災共済

※格納中の事故に限ります。
※稼働中に発生した火災は除きます。

① 火災



② 落雷



③ 鳥獣害



総合共済

※稼働中に発生した火災を含みます。



上記火災共済の
①～③に該当する事故

④ 衝突・接触



⑤ 墜落・転覆



⑥ 盗難



⑦ 異物の巻き込み



⑧ 破裂・爆発



⑨ 風水害・雪害・土砂崩れ等の自然災害



- ※地震等を原因とした損害は支払い対象になりません。
- ※罹災原因の分からない事故による損害は支払い対象になりません。
- ※消耗品及び消耗品に係る工賃は支払い対象になりません。

加入できる農機具

トラクタ、コンバイン、田植機、乾燥機、防除機などの農業用機械

※集落等で共同所有・共同管理している農機具は代表者名で加入できます。

中古で購入した農機具のうち、トラクタ、コンバインに限り加入することができます。
ただし、必ず付保割合条件付実損てん補特約を付ける事が加入の条件となります。

- 本体にロータリー等の付属装置を含めて加入する場合は、必ず加入申込書に付属装置の記入をお願いします。記入が漏れている場合、ロータリー等の付属装置は補償されません。
- 付属装置のみを加入する場合は、接続する全ての本体型式を必ず加入申込書備考欄に記入をお願いします。記入のない本体に接続し、稼働中に事故が発生した場合は補償されません。

加入できない農機具

- 中古で購入した農機具 ※トラクタ・コンバインは除きます。
- 販売及び営業を目的とする農機具
- 試験研究等に使用する農機具
- 水没の恐れがある建物に格納されている農機具
- 地滑り、護岸決壊、山崩れ等の発生が明らかな場所にある建物に格納され、または設置されている農機具
- その他、共済事故の発生する事が相当の確実さをもって見通される農機具

共済金額(ご加入額)

新品で購入された農機具1台ごとに、**10万円**から**2,000万円**までの間で加入することができます。

共済責任期間(補償する期間)

掛金を払い込んだ日の午後4時から1年間(共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日)となります。

共済掛金(1年間の掛金)

火災共済	共済金額	100万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	共済掛金	2,000円	10,000円	20,000円	30,000円

総合共済では、機種により、**普通**・**特殊一般**・**特殊割増**の3つの料率区分に分かれています。

※総合共済の掛金は基本等級(5等級)の掛金です。

総合共済	普通物件	共済金額	100万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		共済掛金	3,500円	17,500円	35,000円	52,500円
		モーター、ディーゼルエンジン、育苗機、野菜洗浄機、粒選機、脱穀機、もみすり機、乾燥機、自動封かん機、精米又は精麦機、保・予冷庫など				
	特殊一般物件	共済金額	100万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		共済掛金	7,000円	35,000円	70,000円	105,000円
		乗用トラクタ、ロータリー、プラウ、施肥播種機、田植機、あぜ塗り機、スピードプレイヤー、コンバイン、耕運機、防除機など				
	特殊割増物件	共済金額	100万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		共済掛金	11,500円	57,500円	115,000円	172,500円
		コーンハーベスター、フォーレージハーベスター、ロールベアラ、マニユアスプレッダー、ヘーモア、ヘーローダー、飼料配合機、収穫機、砕土機、畝立て機、フォークリフトなど				

※共済関係を解除する場合は、所定の計算方法に基づいた金額を返還金としてお支払い致しますが、場合によってはお支払いできない場合もあります。詳しくは、最寄りのNOSAIへお問い合わせ願います。

復旧義務について

損害を受けた農機具は、1年以内に復旧(修理)しなければなりません。

1年以内に復旧を行わなかった場合、時価基準で算出した損害額をもとに、共済金をお支払いします。

損害を受けた農機具を復旧しない場合、また全損となった際に、当該農機具と同等の機種を購入しない場合は、時価基準で算出した損害額をもとに共済金をお支払いします。

中古農機具(トラクタ、コンバイン)の加入について

- 中古農機具を加入される場合は、「中古農機具」とお申し出ください。
- 中古で購入された価額または時価額のいずれか低い額が、共済金額の限度となります。
- 中古農機具は、必ず付保割合条件付実損てん補特約を付けての加入となります。

付保割合条件付実損てん補特約とは…

約定割合(30%~100%の範囲で10%単位)を選択することにより、現在の価額を限度として、実損害額を補償する特約です。

●支払額

次のような計算式で算出します。

$$\text{災害共済金 (共済金額が限度)} = \frac{\{\text{損害額} - (\text{損害額} \times \text{免責割合})\} \times \text{共済金額 (加入額)}}{\text{新調達価額 (新品価額)} \times \text{約定割合}}$$

※部品によっては免責することがあります。
(消耗品及び消耗品に係る工賃等)

●付保割合条件付実損てん補特約を付した場合の掛金

共済金額100万円加入時の1年間の掛金

約定割合 共済種類	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
火災	4,381円	3,732円	3,252円	2,881円	2,587円	2,356円	2,170円	2,000円
総合特殊一般	14,700円	12,600円	11,050円	9,850円	8,900円	8,150円	7,550円	7,000円

無事故割引・有事故割増料率制度(総合共済に限る。)

- 農機具ごとに共済金の支払実績をふまえて掛金の割引並びに割増を設定します。
- 農機具1台ごとに適用し、加入初年度は5等級が適用されます。
- 契約更改時、前2年間に共済金をお支払いする事故がなかった場合、無事故割引が適用され掛金が安くなります。また、前1年間に共済金のお支払いがあった場合、有事故割増が適用され掛金が高くなります。

共済金額100万円加入時の1年間の掛金

■普通物件

割引割増 区分	等級	割引割増 係数	掛金等 (円)
割増	1	1.80	6,300
割増	2	1.60	5,600
割増	3	1.40	4,900
割増	4	1.20	4,200
基本等級	5	1.00	3,500
割引	6	0.90	3,150
割引	7	0.80	2,800

■特殊一般物件

割引割増 区分	等級	割引割増 係数	掛金等 (円)
割増	1	1.80	12,600
割増	2	1.60	11,200
割増	3	1.40	9,800
割増	4	1.20	8,400
基本等級	5	1.00	7,000
割引	6	0.90	6,300
割引	7	0.80	5,600

■特殊割増物件

割引割増 区分	等級	割引割増 係数	掛金等 (円)
割増	1	1.80	20,700
割増	2	1.60	18,400
割増	3	1.40	16,100
割増	4	1.20	13,800
基本等級	5	1.00	11,500
割引	6	0.90	10,350
割引	7	0.80	9,200

共済金のお支払い

損害額が新調達価額(新品価額)の100分の5に相当する額、または1万円のいずれか低い額以上の場合に共済金をお支払いします。

※免責後100分の5に相当する金額、または1万円未満の場合は対象外となります。

● 損害額

共済事故により受けた損害の復旧に必要な額とします。

◎ 損害部品の価額は標準小売価額、修理工賃は標準作業時間により決まります。

※ 部品によっては免責することがあります。(消耗品及び消耗品に係る工賃等)

※ 1時間当たりの作業工賃には上限を設けております。

◎ 修理工場までの運搬費用、出張修理の旅費、引き上げ料も損害額に含めます。

※ 代車費用、洗車費用は損害額に含めません。

● 支払額

次のような計算式で算出します。

$$\text{災害共済金 (共済金額が限度)} = \{ \text{損害額} - (\text{損害額} \times \text{免責割合}) \} \times \frac{\text{共済金額 (加入額)}}{\text{新調達価額 (新品価額)}}$$

※ 部品によっては免責することがあります。
(消耗品及び消耗品に係る工賃等)

◎ 責任期間内の支払共済金の合計額の限度は、共済金額までとなります。

臨時費用担保特約

災害共済金のほか、損害に伴う臨時の費用として次の共済金をお支払いします。

● 臨時費用共済金

災害共済金相当額に10%を乗じた額を加算してお支払いします。

● 傷害費用共済金

1. 共済事故により200日以内に死亡、または後遺障害を被ったとき

共済金額×30% (50万円限度)

2. 共済事故により30日以上入院加療を要したとき ※むちうち症、または他覚症状のないものを除きます。

共済金額×5% (20万円限度)

※災害共済金が支払われない場合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金もお支払いできません。

免責事項

次のような場合、損害額の一部、または全部を免責(削減)する場合があります。

〈事故報告遅延による免責〉

◎ 組合への事故報告が事故発生から2ヶ月以上遅れた場合には、下記の免責割合を適用します。

遅延日数	2ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上
免責割合	10%	20%	50%

〈事故回数による免責〉

◎ 同一責任期間内において、同一農機具の事故回数により、下記の免責割合を適用します。

事故回数	2回目	3回目	4回以上
免責割合	10%	20%	50%

次ページへ

〈部品・事故原因による免責〉

※(1)～(2)に記載されている消耗品については一部の例です。これ以外の消耗品の判定は、事故審査にて決定します。

(1) 共済金の支払い対象とならない部品(消耗品のため免責割合100%)

- ①オイル関係 ②グリス ③クーラント類
- ④エアクリーナー・エレメント、燃料フィルタ・エレメント、オイルフィルタ ⑤バッテリー
- ⑥ヒューズ、点火プラグ、電球 ⑦Vベルト ⑧ブレーキ(シュー・ドラム・ディスク)
- ⑨走行クラッチディスク・プレッシャープレート等 ⑩ベアリング ⑪タイヤ・チューブ・フロアラ

(2) 部品として一部免責するもの(免責割合50%)

- ①トラックローラー・アイドラー等走行部
- ②耕耘爪(ロータリーの爪・サブソイラーの破碎爪・溝切機の作溝刃等)
- ③刈刃・受刃等カッター・ナイフ類 ④搬送ベルト ⑤ローダーのバケット類
- ⑥引起しラグ(タイン) ⑦植付爪 ⑧田植機のゴム車輪
- ⑨汎用コンバインのスラット・ロータリー等のバインド板・整地板・均平板
- ⑩ユニバーサルジョイント(PTO シャフト) ⑪コンバイン等のコンケーブ
- ⑫パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエーターホース、油圧ホース等)
- ⑬搬送チェーン ⑭ワイヤー類(スロットル、変速、クラッチ、ブレーキ等)

(3) 事故原因として一部免責するもの(免責割合50%)

- ①エンジンの焼き付け(オーバーヒートを含む)による損害
- ②エンジン・ミッション(デフミッション・油圧・ハウジングを含む)関係の事故

(4) オペレーターの重大な過失(免責割合100%)

- ①オイルの入れ忘れによる損害 ②燃料の入れ違いによる損害
- ③バッテリーのつなぎ間違いによる損害 ④工具の置き忘れによる損害
- ⑤整備・点検の不備による損害(エンジンの不調・焼き付け・オーバーヒート、ボルトの緩み等)

〈盗難等による免責〉

○加入申込書に記載されている格納場所以外での盗難、または十分な管理を怠った場合は、罹災状況別の免責割合を適用します。

罹災状況別の免責割合 ※盗難以外の共済事故でも十分な管理を怠った場合は適用します。

盗難等発生した 格納/ 施錠の条件	敷地内	敷地外	圃場・道路 河川敷・山林等
格納中／施錠	0%	0%	—
格納中／施錠無し	10%	20%	—
未格納	15%	30%	50%

※キャリアカー等運搬車両に積載したまま盗難された場合は、免責割合を10%加算します。

※農機具等に鍵を挿入したまま、または車両・車両近辺に置いて盗難された場合は、免責割合を10%加算します。

※盗難を含む第三者行為による事故の場合は、共済金のお支払いまで最低1ヶ月間保留します。

〈盗難事故回数による免責〉

○加入者単位で過去3年間の事故回数により、2回目20%、3回目30%、4回以上50%の免責割合を適用します。

- 同一罹災日に複数台盗難に遭った場合、事故回数は1回とします。
- 盗難によるき損は対象から除きます。
- 盗難による罹災状況別の免責割合に盗難事故回数の免責割合が加算されます。

〈その他の免責〉

- 運転者及び管理者の過失によるもの、操作上の過失によるものも免責となります。
- 稼働中の事故(運搬中も含む)は最低10%、転覆・墜落については20%の免責割合を適用します。
- 消耗品に係る工賃も免責の対象となります。

事故発生!

事故のご連絡

事故発生日・事故の状況等をNOSAIまでご連絡下さい。

【ご加入いただいている方】

修理業者に修理依頼

農機具の修理

修理代の確定

農機具修理報告書の提出

【NOSAI】

加入内容の確認をします。

事故に遭った農機具の特約、共済金額などの加入内容を確認します。

各種調査を行います。

- ・現地調査
- ・事故状況の聞き取り
- ・修理業者からの聞き取り
- ・その他損害の確認に必要な調査

ご加入いただいている方が修理報告書等の書類を提出して共済金を請求して下さい。

損害額の確定

- ・事故審査
- ・免責額の審査

共済金のお支払い

事故があったらすぐにNOSAIへ連絡して下さい。

例えば

畑を耕起中、誤って畑脇の木に衝突し
フロントグリル部分を損傷した。修理費は10万円であった。

■トラクタの新調達価額(新品での購入価額)500万円
総合共済に500万円加入していたとき(掛金35,000円)

① 災害共済金
90,000円

$$= \frac{[損害額]}{[免責割合]} \times \frac{500万円[加入額]}{500万円[新調達価額]}$$

$$= \{100,000円 - (100,000円 \times 10\%)\} \times \frac{500万円[加入額]}{500万円[新調達価額]}$$

免責割合: 稼働中の事故により10%
※事故報告遅延や事故回数によって免責割合を加算します。

② 臨時費用共済金
9,000円

$$= 500万円 \times 1.8\% \times 10\%$$

※損害割合=免責後損害額÷新調達価額
(9万円÷500万円)

① + ② 支払共済金 99,000円

ご契約の皆様へ

この説明書は、農機具共済への加入にあたり、あらかじめ承知いただきたい重要事項を整理したものです。よくご覧願いますとともに、この説明書で分かりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧ください。最寄りのNOSAIへお問い合わせ下さい。

ご契約にあたっての重要事項説明書

1) 加入申し込みと契約の成立

農機具共済の契約は、加入される方が農機具共済加入申込書に必要事項を記入して申し込み、組合がその申し込みを承諾し、共済掛金等が納入されたときに成立します。

2) 告知義務・通知義務

ご契約時に加入者の方は、組合が告知を求めたものについて、事実を正確に告知いただく義務があります。(農機具共済加入申込書で、★印の項目が告知事項です。)

また、ご契約が成立後、申込書に記載された内容に変更があった場合及び組合が通知を求めている事実が発生した場合、遅滞なく組合に通知していただく義務があります。

(農機具共済加入申込書で、☆印の項目が通知事項です。)

これらの項目が、事実と違っている場合、事実を記載しなかった場合又は通知の無い場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、農機具共済加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

3) 共済責任の開始

農機具共済の共済責任は、組合が加入の申し込みを承諾して申込者が共済掛金等を払い込んだ日の午後4時から開始します。ただし、共済証券にこれと異なる共済責任開始日が記載されているときはその日から開始します。払い込んだ日とは、加入者に領収書を発行した日、又は加入者が組合の指定する金融機関に払い込みをした日(加入者が手続きを完了した日)とします。

4) 重大事由による解除

次のことがあった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (3) NOSAIの加入者に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があった場合

5) 超過共済による共済金額の減額

(1) ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、加入者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、加入者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。

(2) ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し、共済金額が共済価額を超過した場合、加入者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

6) 共済掛金等の返還・追加請求

(1) 通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により共済掛金等の返還又は追加請求をいたします。

(2) 解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

7) 共済金を支払わない場合

契約期間中に発生した罹災であっても、次のような理由による損害には共済金を支払えないか、又は契約を解除する場合があります。

- (1) 加入者並びに運転者及びその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- (3) 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害
- (4) 故障(偶然な外来の事故に直接起因しない)、凍結、消耗部品にのみ生じた損害
- (5) 加入者が損害発生の場合の手続きを怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合
- (6) 損害調査等に必要書類の偽造・変造、調査の妨害をした場合
- (7) 加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠った場合
- (8) 加入者が必要な追加共済掛金の支払を怠った場合 など

8) 損害防止義務

加入者は、共済目的についての通常の管理や操作を怠らず、事故が生じたとき、又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。その損害防止義務を怠ったときは、損害の額から損害の防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

9) 共済金の算定

損害を被った農機具を1年以内に復旧したとき、共済金は、損害の額(復旧しないときは時価損害額となります。)を基に農機具の評価額に対する共済金額の割合に比例して算定します。よって、農機具の新調達価額での加入をお勧めします。

10) 共済金の分担

加入した農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれの契約の支払額合計が「共済約款」に定める支払限度額を超えるときは、「共済約款」に定める方法により共済金を分担して支払います。

11) 個人情報の取扱いについて

NOSAIは、個人情報保護法に基づき、ご加入いただいた農機具共済に関する情報については、引受・損害評価・損害防止・加入推進等の目的以外には利用いたしません。ただし、農機具共済関係の異動処理及び共済金の支払い手続き上、第三者への情報提供を行う場合があります。

口座振替のお願い

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替のお申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

いばらき広域農業共済組合 本所

〒310-0914 水戸市小吹町940番地

TEL.029-350-8815 FAX.029-350-2773

水戸支所

〒310-0914

水戸市小吹町940番地

TEL.029-306-6720

FAX.029-306-6726

笠間支所

〒309-1625

笠間市来栖138番地5

TEL.0296-72-7321

FAX.0296-72-4174

常陸太田支所

〒313-0014

常陸太田市木崎二町1733番地の1

TEL.0294-72-6227

FAX.0294-72-2093

つくば支所

〒305-0075

つくば市下横場427番地2

TEL.029-839-0168

FAX.029-839-0172

お問い合わせ・お申し込みは
最寄りの**NOSAI**各支所へ

担当者